



所得税・贈与税の年内で出来る対策

所得税編

【経営セーフティ共済・小規模企業共済】

① 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)
 経営セーフティ共済は、取引先が倒産した際に連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。掛金は毎月5千円～20万円で掛金の金額(年間240万円掛金総額800万円が限度)が事業の必要経費となります。
 ※不動産賃貸業のみの個人事業者は加入することはできません。
ものの、その掛金は必要経費にはなりません。

② 小規模企業共済
 小規模企業共済は個人事業者や中小企業の経営者を対象に、退職金としてあらかじめ生活資金等を積み立てておくための共済制度です。掛金は毎月1千円～7万円で、掛金の全額(年間84万円が限度)が所得控除の対象となります。

【ふるさと納税】

ふるさと納税とは応援したい自治体に寄付が出来る制度です。寄付をすることで地域の特産品がお礼の品としてもらえます。また寄付金のうち2,000円を超える部分について所得税の還付、住民税の控除を受けることができます。
 ※ただし限度額があります。

【少額の事業用備品】

取得価額30万円未満の事業用の備品は、年間合計300万円まで全額経費算入可能です。(青色申告者のみ)
 購入予定がある場合は12月31日までに購入し、事業供用をしましょう。

【消費税の簡易課税制度の適用の選択】

翌期から簡易課税制度を選択する場合には、年内に届出書の提出が必要です。※経過措置により、一定の中小事業者は届出書を提出した課税期間から適用が可能です。

前事業年度
 基準期間
 = 前年
 課税売上
 5,000万円以下

当事業年度
 届出書
 提出

翌事業年度
 簡易課税制度
 適用

【適格請求書(インボイス)発行事業者の登録申請手続】

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに提出する必要があります。

贈与税編

【暦年贈与】

贈与税は、1月1日から12月31日までの1年間に財産をもらった人にかかる税金です。

贈与税の計算方法

$$\left[\begin{array}{l} 1 \text{ 年間にもらった} \\ \text{財産の合計額} \end{array} - 110 \text{ 万円} \right] \times \text{税率} - \text{控除額}$$

令和4年中にもらった金額の合計が110万円を超える場合
 令和5年2/1～3/15に贈与税の申告と納付が必要です。

【贈与する場合のポイント】

- ◆ 暦年贈与をする場合、毎年、少額の財産を多くの家族に分散するよう長期的に行くと効果的です。
- ◆ 土地・建物や株式などの「物」を贈与する場合
 - ① 必ず名義の書き換えを行いましょ。
 - ② 贈与契約書を作成しましょ。
- ◆ 現金預金を贈与する場合の注意点

- ① もらった人の普段使いの口座に振り込む。
- ② 贈与契約書を作成する。
- ③ 110万円超の贈与を行い、贈与税を申告・納付する。

※将来的に暦年贈与の改正が検討されています。改正前に贈与を実行することや既に贈与をしている場合は贈与額を上げることを検討しましょ。

【配偶者贈与】

長く連れ添った配偶者に対して、自宅又は自宅を取得するための金銭の贈与をする場合は、2,000万円の特別控除があります。※贈与税額が0円でも、贈与税の申告が必要です。

配偶者贈与の非課税枠

基礎控除

$$2,000 \text{ 万円} + 110 \text{ 万円} = 2,110 \text{ 万円}$$

配偶者贈与の適用要件

- ① 婚姻期間20年以上の夫婦であること。
- ② 自宅又は自宅購入資金の贈与であること。
- ③ 贈与年の翌年3/15までに居住し、その後も居住を続けること。
- ④ 今までに配偶者贈与を行っていないこと。

※内容に関するお問合わせ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：前田)